

令和2年

第9回 農業委員会議事録

訓子府町農業委員会

第9回 農業委員会議事録

訓子府町告示の日 令和2年8月19日
訓子府町招集通知の日 令和2年8月19日
農業委員会開催場所 訓子府町役場2階会議室1
農業委員会開催日時 令和2年8月26日(水)午後5時30分
農業委員定数 14名

出席委員

1. 細川孝雄	2. 宮本憲司	3. 鎌田勝子
4. 井幡孝一	5. 近藤覚	6. 川脇健一
7. 山本拓志	8. 林浩幸	9. 久積隆志
10. 齊藤博行	11. 佐々木直幸	12. 石澤和也
13. 山田恵美子	14. 寺町昌恭	

欠席委員

署名委員

5. 近藤 覚 6. 川脇 健一

事務局職員

事務局長 原口周司
事務局次長 今田和則

提出議案

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

原口局長	<p>第9回農業委員会の開会にあたり、細川会長よりご挨拶を申し上げます。</p> <p>——細川会長挨拶——</p>
原口局長	<p>これより、会議規則第5条の規定により会長が議長となり、会議に入ります。細川会長よろしくお願いいたします。</p>
議長 (細川会長)	<p>ただいまから令和2年第9回農業委員会を開会いたします。</p> <p>ただちに、本日の会議を開きます。</p> <p>事務局より「諸般の報告」をお願いします。</p>
原口局長	<p>ご報告を申しあげます。</p> <p>本日の出席委員数は14名全員の出席であります。</p>
議長	<p>本日の議件は議案が2件、報告が1件でございます。本日の議事録署名委員は5番近藤委員、6番川脇委員にお願いいたします。</p> <p>——報告第1号——</p>
議長	<p>議案の関連上、報告を先に進めることとします。</p> <p>報告第1号について、事務局説明願います。</p>
今田次長	<p>議案書1ページ目の議案第1号を審議する前に、議案書3ページ目の報告第1号が関連しますので、先に農地法第3条の3第1項について説明し報告させていただきます。</p> <p>農地法第3条の3第1項の規定、これは、「相続」、「法人の合併・分割」、「時効」等による農地法の許可を経ないで権利を取得した場合は農業委員会に届出をしなければならないこととなっており、届出があった場合は農業委員会総会にて報告することになります。</p> <p>それでは、報告第1号について説明いたします。</p> <p>届出は2件でございます。</p> <p>(以下議案により説明。)</p>
今田次長	<p>説明については以上です。</p>
議長	<p>1件目について、何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
議長	<p>2件目について、何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
議長	<p>以上2件について疑義が無いようなので、報告第1号を終わります。</p> <p>——議案第1号——</p>
議長 今田次長	<p>議案第1号を上程します。事務局説明願います。</p> <p>議案書1ページ目の議案第1号について説明する前に、農地法第18条第6項について説明いたします。</p> <p>農地の賃貸借又は使用貸借を解約する場合は、基本的に知事の許可が必要になりますが、出し手・受け手双方が合意して解約した場合は、</p>

	<p>知事の許可を要しないで農業委員会に通知することとしており、通知があった場合は農業委員会総会にて報告することになります。</p> <p>この場合、農業委員会として確認する事項としましては、合意解約の成立日から引渡しの日までの期間が6か月以内であるかどうかであります。</p> <p>それでは、議案第1号について説明いたします。</p> <p>通知は1件でございます。</p> <p>(以下議案により説明。)</p> <p>今田次長 本件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、使用貸借の解約が成立していると考えられます。</p> <p>説明については以上です。</p> <p>議長 本件について、何か質問ございませんか。</p> <p>議長 ————ありませんの声———</p> <p>議長 本件については疑義が無いようなので、可決決定いたします。</p> <p style="text-align: center;">———議案第2号———</p> <p>議長 今田次長 議案第2号を上程します。事務局説明願います。</p> <p>議案書2ページ目の議案第2号について説明する前に、農地法第3条について説明いたします。</p> <p>農地法第3条は、農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借を行う場合は農業委員会の許可を受けなければならないことになっております。当然ながら許可を受けない売買等は法的に無効となります。</p> <p>賃貸借等の期間については、民法上の規定は20年以内となっておりますが、農地については50年以内まで可能となっております。又、期限が到来しても両者による解約の合意がない限り、原則解約はされない規定となっております。</p> <p>それでは、議案第1号について説明いたします。</p> <p>今回、審議していただく許可申請は、売買1件となります。</p> <p>(以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)</p> <p>今田次長 本件は農地法第3条第2項各号の各要件、これは「農地取得後所有する農地の全てを利用」、「年間150日以上農作業に従事」、「経営面積が2ヘクタール以上あるか」、「転貸の禁止」等は満たしております。</p> <p>説明については以上です。</p> <p>議長 本件の審議の前に、担当委員から何かございますか。</p> <p>林委員 駒里については、特に問題ありません。</p> <p>議長 それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>議長 ————ありませんの声———</p> <p>議長 本件については疑義が無いようなので、可決決定いたします。</p>
--	--

議 長

以上で本日の議件を全部終了いたしました。

上記会議の顛末を記録し議事録とする。

令和2年8月26日

訓子府町農業委員会

会 長 細 川 孝 雄

議 長

署名委員5番

署名委員6番